

平成29年6月29日

株 主 各 位

東京都品川区大崎五丁目6番4号  
**日本ケミコン株式会社**  
代表取締役社長 内山郁夫

## 第70期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第70期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。 敬 具

### 記

- 報告事項**
1. 第70期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記各事項の内容を報告致しました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
(期末配当金は1株につき3円と決定致しました。)

**第2号議案** 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株に併合することに決定致しました。

**第3号議案** 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、内山郁夫、峰岸克文、白石修一、今春徹、高橋英明、川上欽也の6氏が再選され、それぞれ就任致しました。  
なお、高橋英明、川上欽也の両氏は社外取締役であります。

**第4号議案** 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、矢島弘行氏が新たに選任され就任致しました。

**第5号議案** 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役として金井田克司氏が選任されました。

以 上

## お知らせ

本総会終了後開催の取締役会において代表取締役が選定され、また執行役員が選任され、それぞれ就任致しました。

また、本総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役として矢島弘行氏が選定され、就任致しました。

この結果、現在の当社の取締役、監査役及び執行役員は、次のとおりであります。

### ■取締役及び監査役

代表取締役社長	内山郁夫	取締役	今春徹
社長執行役員		上席執行役員	
取締役	峰岸克文	取締役	高橋英明
常務執行役員			
取締役	白石修一	取締役	川上欽也
常務執行役員			

常勤監査役	高橋幸定	監査役	会田豊治
常勤監査役	矢島弘行	監査役	森田史夫

(注) 1. 高橋英明氏及び川上欽也氏は、社外取締役であります。

2. 会田豊治氏及び森田史夫氏は、社外監査役であります。

### ■執行役員（取締役兼務の者は除く）

専務執行役員	柿崎紀明	上席執行役員	石井治
上席執行役員	上山典男	執行役員	三浦和人
上席執行役員	古川雅一	執行役員	玉光賢次
上席執行役員	伊藤孝行	執行役員	仲秋健太郎

## 期末配当金のお支払いについて

第70期期末配当金は、同封の**期末配当金領収証（払渡しの期間：平成29年6月30日～平成29年7月31日）**により、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にてお受け取り願います。

なお、振込ご指定の方は同封の**期末配当金計算書及び配当金振込先ご確認のご案内**をご確認下さい。

## 株式併合に伴う当社株式のお取扱いについて

当社は、本総会において、平成29年10月1日をもって普通株式10株を1株に併合することについてご承認いただきました。また、平成29年5月17日開催の取締役会決議に基づき、同じく平成29年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更致します。

つきましては、当社株式のお取扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

**なお、この株式併合に伴う株主様による特段のお手続きは必要ありません。**

### 1. 株式併合後のご所有株式数及び議決権数

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

株主様が証券会社に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

また、併合の前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。

なお、効力発生前のご所有株式数が9株以下の株主様は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式（1株に満たない株式）となり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引のある証券会社又は下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

### 2. 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに従い当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配致します。端数相当分の処分代金のお支払いについては、平成29年12月を予定しております。

### 3. 株式併合後の受取配当金等

株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案しますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

その他、本件に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 番 号：0120-232-711 (通話料無料)

受 付 時 間：9：00～17：00 (土・日・祝日を除く)

以 上



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

